

【費用額（10割分）の計算】
 費用額＝【単位数×単位の単価（端数は切り捨て）】

【利用者負担額の計算】
 1割負担の場合 利用者負担額＝【10割分の額－（10割分の額×0.9（1円未満切捨て））】
 2割負担の場合 利用者負担額＝【10割分の額－（10割分の額×0.8（1円未満切捨て））】
 3割負担の場合 利用者負担額＝【10割分の額－（10割分の額×0.7（1円未満切捨て））】

訪問看護費 法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
 （ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	314	3,469円	346円	693円	1,040円
	30分未満	471	5,204円	520円	1,040円	1,561円
	30分以上1時間未満	823	9,094円	909円	1,818円	2,728円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	12,464円	1,246円	2,492円	3,739円
	理学療法士等による訪問の場合（1回につき）	294	3,248円	324円	649円	974円
	理学療法士等による訪問の場合（2回につき）	588	6,497円	649円	1,299円	1,949円
	理学療法士等による訪問の場合（3回につき）	795	8,784円	878円	1,756円	2,635円

介護職員等処遇改善加算により、月々のサービス利用料金に対して1.8%の加算が上乘せされます。
 介護保険の負担割合に応じて、1.8%加算分のうち一部をご負担いただくことになります。
 ※国の制度に基づき、訪問看護の加算率は1.8%となります。

- 注 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記単位数の1%減
- 注 業務継続計画未策定減算 上記単位数の1%減
- 注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 上記単位数の10%減
- 注 理学療法士等による訪問が看護職員の訪問を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合 1回につき-8単位
- 注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減
- 注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の10%減
- 注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の15%減
- 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減
- 注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において准看護師による訪問が1回でもある場合 上記単位数の2%減
- 注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において要介護5の者の場合 上記単位数に+800単位
- 注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数について 1日について-97単位
- 注 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合 上記単位数の25%増
- 注 深夜(22:00～6:00)の場合 上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,806円	280円	561円	842円
	30分以上 1回につき	+402	4,442円	444円	888円	1,332円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	2,221円	222円	444円	666円
	30分以上 1回につき	+317	3,502円	350円	700円	1,050円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,315円	331円	663円	994円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ステーションの場合 1月につき	+600	6,630円	663円	1,326円	1,989円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,525円	552円	1,105円	1,657円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,762円	276円	552円	828円
専門管理加算	1月につき	+250	2,762円	276円	552円	828円
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,500	27,625円	2,762円	5,525円	8,287円
遠隔死亡診断補助加算	1回につき	+150	1,657円	165円	331円	497円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	3,867円	386円	773円	1,160円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	3,315円	331円	663円	994円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,630円	663円	1,326円	1,989円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	2,762円	276円	552円	828円
口腔連携強化加算	1回につき(1月に1回を限度)	+50	552円	55円	110円	165円

介護予防訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定介護予防訪問看護 ステーションの場合	20分未満	303	3,348円	334円	669円	1,004円
	30分未満	451	4,983円	498円	996円	1,495円
	30分以上1時間未満	794	8,773円	877円	1,754円	2,632円
	1時間以上1時間30分未満	1090	12,044円	1,204円	2,408円	3,613円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	3,138円	313円	627円	941円
	理学療法士等による訪問の場合(2回)	568	6,276円	627円	1,255円	1,882円
	理学療法士等による訪問の場合(3回)	426	4,707円	470円	941円	1,412円

介護職員等処遇改善加算により、月々のサービス利用料金に対して1.8%の加算が上乘せされます。

介護保険の負担割合に応じて、1.8%加算分のうち一部をご負担いただくことになります。

※国の制度に基づき、訪問看護の加算率は1.8%となります。

注 高齢者虐待防止措置未実施減算

上記単位数の1%減

注 業務継続計画未策定減算

上記単位数の1%減

注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合

上記単位数の50%減

注 理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合
又は特定の加算を算定していない場合

1回につき-8単位

注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の15%減

注 准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減

注 夜間(18:00~22:00)又は早期(6:00~8:00)の場合

上記単位数の25%増

注 深夜(22:00~6:00)の場合

上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,806円	280円	561円	842円
	30分以上 1回につき	+402	4,442円	444円	888円	1,332円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	2,221円	222円	444円	666円
	30分以上 2回につき	+317	3,502円	350円	700円	1,050円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,315円	331円	663円	994円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ステーションの場合 1月につき	+600	6,630円	663円	1,326円	1,989円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,525円	552円	1,105円	1,657円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,762円	276円	552円	828円
専門管理加算	1月につき	+250	2,762円	276円	552円	828円
12月を超えて理学療法士等による訪問を行う場合	1回につき	-5	-55円	-5円	-11円	-16円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	3,867円	386円	773円	1,160円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	3,315円	331円	663円	994円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,630円	663円	1,326円	1,989円
口腔連携強化加算	1回につき(1月に1回を限度)	+50	552円	55円	110円	165円

『単価』については、それぞれ地域区分ごとに決まっています。以下のURL内の「地域区分」で確認してください。
 →https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.html